

令和 6 年度

公有地公募売却要項（一般競争入札）

旧市営五分市団地跡地

1 物件の概要・最低売却価格

(1) 所在地・面積・地目

所在地	面積	地目	用途地域等	最低 売却価格	(参考) 左記の㎡単価
五分市町 15 字 24 番 五分市町 15 字 25 番 五分市町 15 字 26 番 五分市町 15 字 27 番 1 計 4 筆	1,473.32 ㎡ (445.67 坪)	宅地	第 1 種中高層住居専用 地域	924 万円	6,271 円/㎡

(2) 用途地域など

用途地域 第 1 種中高層住居専用地域

建ぺい率 60%

容積率 200%

※ 上記 4 筆を一括して売却します。一部のみ購入はできません。

※ 現状有姿での引渡しとなります。申込みにあたっては、必ず物件の下見を行い、現状を確認した上で申し込んでください。

2 土地売買契約にあたって付する主な条件

(1) 土地利用条件等

- ① 1（1）に定める土地（以下、「本用地」という）の建築物の用途は「戸建住宅」とすること。
- ② 本用地は、「3 区画以上の戸建住宅用分譲地」として利用すること。買受者は、本用地について引渡しの日から 5 年以内に戸建住宅の用途に係る工事に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由により買受者から書面の提出があり、市の承認を得たときはこの限りでない。
- ③ 買受者は、自らが事業主として住宅地の開発行為を行い、かつ住宅地の分筆登記及び販売を行わなければならない。
- ④ 本用地内の既設ゴミステーションを移設する必要がある場合は、買受者の責任において地元町内会との事前協議を行い、地元町内会の了解のもとで本用地内に継続して使用できるよう買受者が対応しなければならない。ただし、地元町内会との調整が出来た場合はその限りではない。

(2) 第三者への所有権移転の禁止

買受者は、本用地の引き渡しの日から起算して10年を経過する日までの間は、戸建住宅目的以外に本用地の所有権を第三者に移転してはならない。ただし、やむを得ない事由により市の書面による承認を得たときはこの限りではない。買受者が市の承認に基づいて第三者に所有権移転をする場合は、本要項に定める諸条件を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させること。

(3) 違約金

買受者は、上記の条件に違反した場合は売買代金の100分の30に相当する金額（その金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）を市に支払わなければならない。

3 受付期間 令和6年8月15日(木)から令和6年9月30日(月)午後3時まで

4 入札参加の資格

(1) 次のいずれの項目にも該当すること。

ア 契約締結能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものではないこと。

イ 会社更生法(平成14年法律第54号)に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされているものではないこと。

ウ 福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領(昭和62年4月1日施行)又は越前市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領(平成17年10月1日施行)の規定に基づく「指名停止等」に該当するものではないこと。

エ 越前市税について滞納がないこと。(越前市外に所在のある場合は、当該地の市町村民税について滞納がないこと。)

オ 役員等(買受者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している個人又は団体を、買受者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している個人又は団体をいう。以下この項において同じ)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2項第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)でないこと。また、これらの暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

カ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役員もしくは構成員でないこと。

キ 本用地を購入したときに、これを上記オ又はカに該当する者に、譲渡又は貸与しないこと。

ク 反社会的活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用しようとするものではないこと。

(2) 共有の場合

複数の者が共同で購入を希望する場合は、代表者を選任し、代表者はその他の者との調整を行うとともに、市との協議において窓口となり、構成員は連帯して責任を負います。

なお、共同で参加の場合には、全員が買受申込者の資格を有することが必要となります。

5 入札参加申込みについて

(1) 申込窓口 越前市役所 3階 財産管理課

(2) 申込みに必要なもの

① 公有地購入申込書、誓約書、市税等納付確認同意書

② 入札保証金（入札金額の100分の5以上）

納入期限は令和6年9月30日（月）午後3時とする。なお、買受者の入札保証金は、手付金の一部として繰り入れられます。ただし、申込み辞退又は期限までに契約を締結されない場合は返還されませんのでご注意ください。

③ その他、必要に応じて市が求めるもの

(3) その他

① 所有権移転登記の際、共有名義にされる場合は、共有全員の連名で応募してください。

② 郵便、電話、ファックス、電子メールによる申込みは受け付けません。

6 売却方法

一般競争入札を行います。最低売却価格以上で最高価格を入札した方を落札者とします。

7 入札

(1) 入札日 令和6年10月18日（金）

(2) 時 間 午後2時（受付は午後1時半～）

(3) 会 場 越前市役所 本庁舎3階 会議室3-1

8 契約の締結等

(1) 期 間 令和6年10月21日（月）～11月1日（金）

(2) 手付金 契約金額の100分の10相当額から入札保証金を差し引いた額（所定の納付書にて銀行振込）

(3) 精算金 契約締結後60日以内に納入（所定の納付書にて銀行振込）

(4) 登 記 精算金（残金）の納入を確認した後に、市にて所有権の移転登記を行います。

(5) 買受者が負担するその他費用

- ・売買契約書に貼付する収入印紙（市が保管するもの1部に貼付要）
- ・所有権移転登記に必要な登録免許税
- ・売買契約の締結及び履行に必要な一切の費用（契約者の住民票等）

9 留意事項

(1) 現地説明は行いませんので、必ず事前に現地をご確認ください。また、諸規制、利用制限等の状

況等についても必ず事前に関係機関に照会してください。

- (2) 申込者の名義で契約及び所有権移転登記を行いますので、申込書記入の際は、十分に注意してください。
- (3) 共有名義で買受を希望する方は、共有名義人全員の住所氏名を連記し、押印して提出してください。
- (4) 売買代金全額の納入があったときに、物件の所有権は移転し、引渡しがあったものとします。
- (5) 物件の引渡しは、現状有姿となります。
- (6) 工作物を撤去・解体する場合の費用については、買受者の負担となり、市は一切負担しません。
- (7) 電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、ゴミの撤去、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁、井戸などの地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件の内外を問わず、行いません。
- (8) 隣接地との工作物等の越境関係について、市は解消のための交渉や手続きを行いません。
- (9) 造成費用、上下水道、電気などの引き込みに要する費用は、買受者の負担となります。
- (10) 買受者は、購入後、地元町内会や近隣住民との融和に努めていただくようお願いいたします。
- (11) 契約締結後、契約条項に違反した場合又は契約解除の申出があった場合は、契約を解除し、手付金は市に帰属することになりますので、ご注意ください。
- (12) 精算金(残金)を期日までに納付しない場合は、年2.5%の延滞金を徴収します。また、精算金を納入期日より60日経過した後においても納付しないときは契約を解除し、手付金は市に帰属することになりますので、ご注意ください。

10 担当部署

〒915-8530

越前市府中一丁目13番7号

越前市役所総務部財産管理課

TEL 0778-22-3234

FAX 0778-22-3855

メール zaisankanri@city.echizen.lg.jp